

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画地行浜・百道浜地区地区計画を次のように変更する。

名称	地行浜・百道浜地区地区計画	
位置	福岡市中央区地行浜一丁目及び地行浜二丁目 福岡市早良区百道浜一丁目、百道浜二丁目、百道浜三丁目 及び百道浜四丁目	
面積	約 135.2 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	21世紀を展望した『海に開かれた活力あるアジアの交流拠点都市』の創造の一環として、職・住・遊の諸機能が複合・交流し、新しい魅力と活気にあふれる都市空間の形成・誘導を図るとともに、良好な市街地環境の保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	副都心という立地特性を生かし、国際化、情報化等の今後の進展に対応した施設の立地を図るとともに、文化、スポーツ・レクリエーション、業務、住宅等の多様な施設を適切に配置し、活力の中にもゆとりとうるおいを感じさせる市街地の形成を図る。 (1) 広幅員緑道やモニュメントタワーの周辺に博物館などの文化施設や国際交流施設を配置し、情報文化のシンボルゾーンを形成する。 (2) 業務ゾーンとしては、情報系の施設立地を中心として、情報文化ゾーンと有機的に連携したゾーン形成を図る。 (3) 住宅地の形成にあたっては、既成市街地との連携・調和に留意しつつ、主として室見川河畔エリア及び既存の文教地区に隣接した位置に配置する。 (4) 市民・県民の多様な生活ニーズに対処するとともに、国際的規模でのイベント・コンベンション等に対処するため、地行地区にレクリエーションゾーンを配置する。 (5) これらの各ゾーン相互や人口海浜をはじめとした水際レクリエーションエリアとの有機的連携を図るため、地区全体において緑のネットワークの形成を図る。
	建築物等の整備の方針	情報業務地区及びレクリエーション地区については、地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、次のような建築物等の規制・誘導を図る。 (1) 情報業務地区には情報関連業務施設、研究所、研修所等の立地を図り、またレクリエーション地区にはスポーツ施設及び健全な遊覧・娯楽施設等の立地を図るため、建築物等の用途の制限を定める。 (2) 公共空間である道路、緑地等と私的空間である建築物の敷地とが有機的に調和した良好な街区を形成するため、私的空間における壁面の位置の制限を定める。また、主要な交差点角地など人の溜まる場所については、にぎわいや憩いの場となるようポケットパーク等のオープンスペースの確保を図る。 (3) 良好な景観及び環境を創出するため、形態、意匠等にすぐれた建築物の立地誘導を図る。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	市民が四季を通じて海に親しむための憩いの場として、水際の人工海浜と一体となった海浜公園の整備、保全を図る。

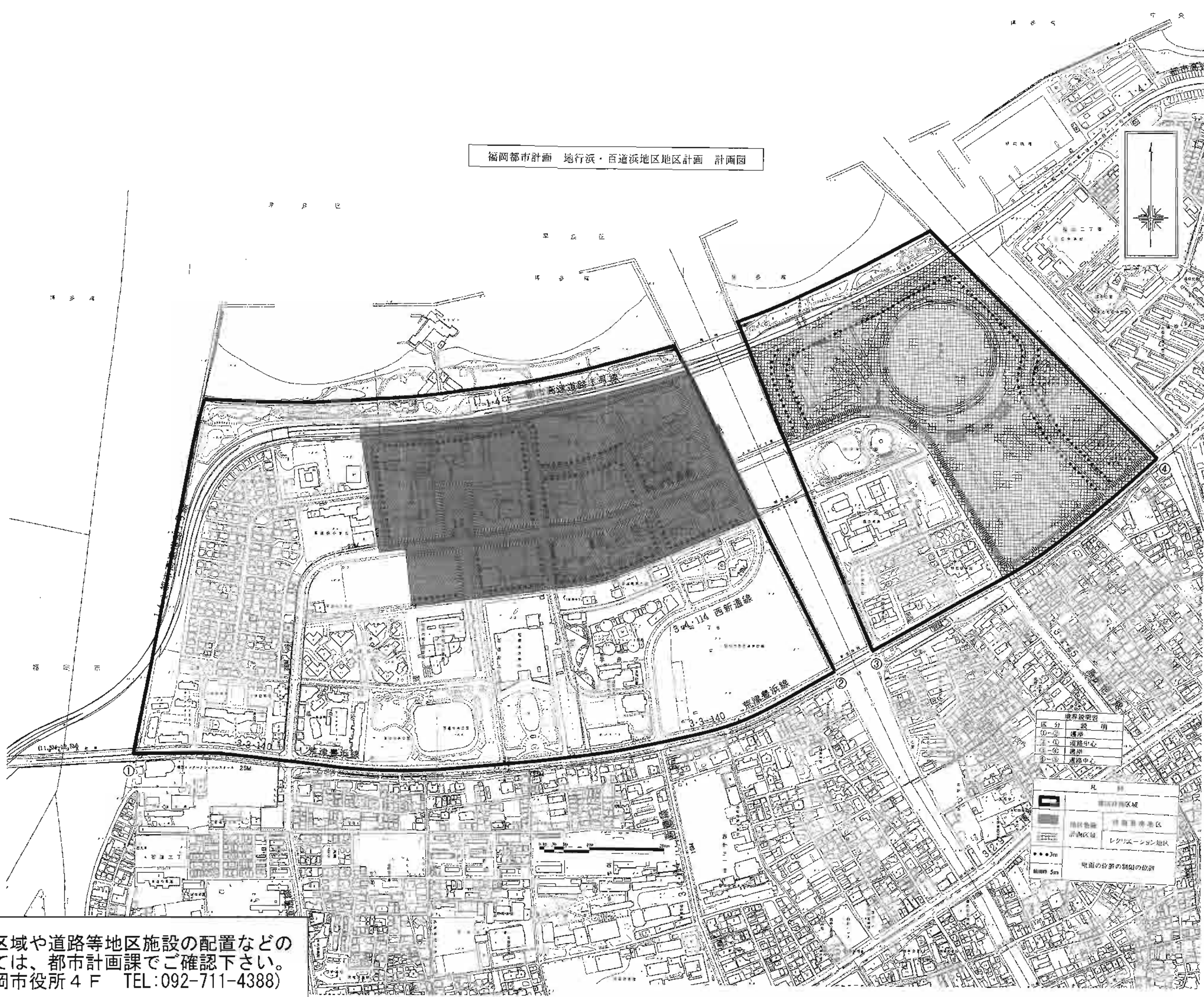
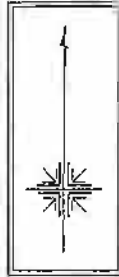
地区整備計画	面積		約 50.4 ha	
	建築物等に関する事項	地区の区分	情報業務地区	レクリエーション地区
		地区の面積	約 25.1 ha	約 25.3 ha
	建築物等の用途の制限	建築物等ができる建築物は、次に掲げるものとする。 1 観覧場、劇場、映画館、ダンスホールその他これらに類するもの 2 自動車車庫 3 建築基準法別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物 4 上記以外の建築物で地区計画の方針に適合し、かつ情報業務機能の増進上有効なもの	建築物等ができる建築物は、次に掲げるものとする。 1 観覧場、劇場、映画館、ダンスホールその他これらに類するもの 2 自動車車庫 3 建築基準法別表第二(ハ)項に掲げる建築物以外の建築物 4 上記以外の建築物で地区計画の方針に適合し、かつレクリエーション機能の増進上有効なもの	
壁面の位置の制限	1 都市計画道路『地行百道線』、『西新通線』及び『荒津豊浜線』の道路境界並びに都市計画緑地『百道1号緑道』の境界から建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下『外壁等』という。）の面までの距離の最低限度は、5mとする。 2 計画図に示す区画道路の道路境界及び都市計画緑地『百道2号緑道』の境界から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、3mとする。 3 隣地境界から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、2mとする。			
建築物等の形態又は意匠の制限	高架水槽、クーリングタワー等は屋外に露出してはならない。			

「地区計画及び地区整備計画の区域、地区の区分による各地区の区域並びに壁面の位置の制限の位置は計画図表示のとおり」

理由

地区整備計画で定めている全ての地区施設の整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っており、地区施設として定めた目的は達成されたといえることから、当該地区施設を地区整備計画から削除するため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 地行浜・百道浜地区地区計画 計画図



境界線記号

区分	説明
①-②	境界線
③-④	道路中心
⑤-⑥	海岸
⑦-⑧	道路中心

凡 例

	地区計画区域
	地区整備区
	公園地区
	特別地区
	3m
	5m

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
 (福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)